

## 排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン（案）に関する

## 前回小委員会時からの主な修正点

## （委員意見関係）

該当ページ	ガイドライン（案；修正後） 該当箇所	第11回産業構造審議会環境部会小委員会 資料5における記述	委員による意見、パブリックコメントを踏まえた修正後の記述
○双方向コミュニケーション関係			
1. 9p	1. 2 廃棄物・リサイクルガバナンスと関係者の役割 2) 廃棄物・リサイクルガバナンス構築のポイントと関係者の役割 (1) 関係者の役割		以下を追加 <u>さらに、自社の取組を、顧客・消費者、投資家、地域社会といった各関係者に情報発信することも重要です。</u>
2. 24p	2. 5 日常の取組に関する情報の集約と情報発信 冒頭リード文	廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る取組について、情報の集約や社内監査を通じて、その成果・実績を正確に把握し、自社の取組状況を外部に情報発信することは、自社の取組をさらに改善していく上で重要な事項です。	廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る取組について、情報の集約や社内監査を通じて、その成果・実績を正確に把握し、自社の取組状況を社外に情報発信することが重要です。 <u>さらに、社外関係者の評価を踏まえて取組の改善を図り、自社の廃棄物・リサイクルガバナンスをさらに高度化していくことが重要です。</u>
2. 27p	2. 5 日常の取組に関する情報の集約と情報発信 2) 社外とのコミュニケーションの促進	3) 社外向け情報発信	3) <u>社外とのコミュニケーションの促進</u> 以下を追加 <u>なお、社外の関係者から自社の取組に対する評価を得て、それを踏まえた改善を行い、さらにはその改善内容について再度関係者に情報発信することにより、社外との双方向コミュニケーションの円滑化を図り、自社の廃棄物・リサイクルガバナンスの高度化に繋がることが求められます。</u>
2. 27、28p	2. 5 日常の取組に関する情報の集約と情報発信 2) 社外とのコミュニケーションの促進 (1) 顧客・消費者に対する外部発信	① 発信すべき内容 顧客・消費者に対して発信すべき内容として以下のような事項等が考えられます。	① 外部発信すべき内容 <u>企業にとって顧客・消費者とは、自社の製品やサービスを提供する相手先であると同時に、環境問題への取組を含めた自社の取組状況を評価する存在であり、理解と協力を得るべき重要な存在でもあります。</u> <u>そのため、顧客・消費者に対して自社の取組状況を発信することが重要であり、その内容として、以下のような事項等が考えられます。</u>

該当ページ	ガイドライン（案；修正後） 該当箇所	第 11 回産業構造審議会環境部会小委員会 資料 5 における記述	委員による意見、パブリックコメントを踏まえた修正後の記述
2. 28p	2. 5 日常の取組に関する情報の 集約と情報発信 2) 社外とのコミュニケーションの促進 (2) 取引先に対する情報発信	①発信すべき内容 排出事業者が、自社の計画・取組の内容や進捗状況を具体的に伝えることにより、自社の廃棄物・リサイクル問題に対する真摯な姿勢をアピールし、取引先の協力を引き出すことができます。 取引先に対して発信すべき内容として以下のような事項が考えられます。	①発信すべき内容 <u>取引先を含めた、幅広い関係者と連携することで、自社から排出される廃棄物等が不法投棄・不適正処理されるリスクを低減することができます。このため、取引先に対して、廃棄物処理・リサイクルに関しての自社の計画・取組の内容や進捗状況を具体的に伝えることにより、取引先の協力を引き出すことが重要です。</u> 取引先に対して発信すべき内容として以下のような事項が考えられます。
2. 29p	2. 5 日常の取組に関する情報の 集約と情報発信 2) 社外とのコミュニケーションの促進 (3) 投資家に対する情報発信	①発信すべき内容 環境や社会面に配慮した事業活動を行う企業に対する投資行動が広がりを見せつつある中、投資家に対しても自社の廃棄物・リサイクル問題に関する以下のような取組を発信していくことが考えられます。	①発信すべき内容 環境や社会面に配慮した事業活動を行う企業に対する投資行動が広がりを見せつつある中、投資家からも、 <u>自社の廃棄物処理・リサイクルに係る取組に対して理解を得ることが重要です。このため、自社の廃棄物・リサイクル問題について以下のような取組を発信していくことが考えられます。</u>
2. 30p	2. 5 日常の取組に関する情報の 集約と情報発信 2) 社外とのコミュニケーションの促進 (5) 市場・社会からの評価を踏 まえたより良い改善		以下を追加 <u>(5) 市場・社会からの評価を踏まえたより良い改善</u> <u>排出事業者は、自社の取組を地域社会に対し情報発信するとともに、各関係者からの評価を得ることにより、より良い改善を図ることが可能になります。</u> <u>また、情報発信を受けた相手においても循環型社会構築に向けた取組を促進させることが可能になります。</u>
○自治体等の役割、地域社会への情報発信関係			
2. 16p	2. 3 処理・リサイクル業者の選 定・契約及びマニフェスト の運用 2) 廃棄物等の処理・リサイク ル業者情報の整備 (1) 廃棄物等の処理・リサイク ル業者に関する情報源	※調査代行サービスを活用したとしても、排出事業者としての責任はあくまで自社にあることを認識する必要があります。	※ <u>排出事業者にとって、処理・リサイクル業者に関する情報を自ら収集することは重要なことですが、処理・リサイクル業者においては自社に係る情報を適切に提供することが期待されます。また、自治体においても、処理・リサイクル業者に係る情報を容易に入手できるような体制の整備が望まれます。</u>

該当ページ	ガイドライン（案；修正後） 該当箇所	第11回産業構造審議会環境部会小委員会 資料5における記述	委員による意見、パブリックコメントを踏まえた修正後の記述
2.29p	2.5 日常の取組に関する情報の 集約と情報発信 2) 社外とのコミュニケーションの 促進 (4) 地域社会に対する情報発信	<p>(4) 地域住民に対する情報発信</p> <p>① 発信すべき内容</p> <p>それぞれの地域において排出事業者が真摯に対応をしていることを伝えるため、地域住民に対して以下のような事項を発信することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の現場（事業所等）における廃棄物等の処理・リサイクルに係る計画・取組</li> <li>・上記計画・取組の達成度合い 等</li> </ul>	<p>(4) 地域社会に対する情報発信</p> <p>① 発信すべき内容</p> <p><u>排出事業者は、地域における循環型社会構築の一翼を担っている主体として、自治体、地域住民、地域の関連会社・協会社等に対して、3R推進に向けた取組を進めていることを伝えていくことが重要であり、</u>以下のような事項を発信することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る企業方針</u></li> <li>・<u>廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る全社の目標、計画</u></li> <li>・<u>廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る体制構築の状況</u></li> <li>・各地域の現場（事業所等）における廃棄物等の処理・リサイクルに係る計画・取組</li> <li>・上記計画・取組の達成度合い 等</li> </ul>
2.29、30p	2.5 日常の取組に関する情報の 集約と情報発信 2) 社外とのコミュニケーションの 促進 (4) 地域社会に対する情報発信	<p>② 発信媒体</p> <p>このような情報を発信するためには、以下のような媒体を活用することが有効であると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイトレポート</li> </ul> <p>排出事業者の各店舗・事業所・地域単位での取組については、全社的な環境報告書よりも、事業所等における具体的な取組を紹介したサイトレポートの方が適しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場見学の実施</li> </ul> <p>地域住民からの信頼を得るには、自社が実際にどのような取組を行っているかについて理解してもらうことが重要です。そのためには、実際に取組を行っている現場を見学してもらいながら、自社の取組内容を説明することも効果的であると考えられます。</p>	<p>② 発信媒体</p> <p>このような情報を発信するためには、以下のような媒体を活用することが有効であると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイトレポート</li> </ul> <p>排出事業者の各店舗・事業所・地域単位での取組については、全社的な環境報告書に<u>加え、その地域における事業所等の具体的な取組を紹介したサイトレポートも有効です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場見学の実施</li> </ul> <p><u>地域における循環型社会を構築していくためには、自社が実際にどのような取組を行っているかについて、地域における関係者からの理解を得ることが重要です。そのためには、実際にその取組を行っている現場を見学してもらいながら、自社の取組内容を説明することも有効であると考えられます。</u></p> <p><u>※排出事業者からの情報の受け手となる自治体においては、その報告を適切に受け止め、地域レベルでの循環型社会構築へ向けた施策に反映することが望まれます。</u></p>
○経営者の役割関係			

該当ページ	ガイドライン（案；修正後） 該当箇所	第11回産業構造審議会環境部会小委員会 資料5における記述	委員による意見、パブリックコメントを踏まえた修正後の記述
1.9p	1.2 廃棄物・リサイクルガバナンスと関係者の役割 2) 廃棄物・リサイクルガバナンス構築のポイントと関係者の役割 枠内 及び (1) 関係者の役割 <経営者>		以下を追加 <u>特に経営者は、廃棄物・リサイクルガバナンスの理念を提示し、全社的な取組の指示を行うとともに、自社の取組状況について社外に情報発信します。さらには、自社から排出される廃棄物等の適正な処理・リサイクルの確保に向けて、人員及び予算の確保を行うことも経営者の重要な役割です。</u>
2.3p	2.1 ガバナンス構築に向けた体制の確立 2) 社内における効果的な双方向コミュニケーション (1) 廃棄物管理担当部門と経営者とのコミュニケーション ① 廃棄物等の処理・リサイクルに係るリスクの重要性		以下を追加 <u>また、廃棄物等の適正処理・リサイクルを行うには、適切な人員と適切な処理料金を負担するための予算が必要であり、廃棄物管理担当部門は経営者に対して必要な人員及び予算を確保することの重要性を説明します。</u>
○担当部門への明確な権限付与関係			
2.1p	2.1 ガバナンス構築に向けた体制の確立 1) ガバナンス構築に向けた社内体制 枠内 及び (1) 社内体制の基本的考え方	基本的な社内の組織体制として、本社において全社レベルでの廃棄物等の管理を担当する部門を決める必要があります。	基本的な社内の組織体制として、本社において全社レベルでの廃棄物等の管理を担当する部門を決め、 <u>各部門の責任範囲と権限を定めることが必要です。</u>
○現場からの改善提案への対応関係			

該当ページ	ガイドライン（案；修正後） 該当箇所	第11回産業構造審議会環境部会小委員会 資料5における記述	委員による意見、パブリックコメントを踏まえた修正後の記述
2. 1p	2.1 ガバナンス構築に向けた体制の確立 1) ガバナンス構築に向けた社内体制 (2) 廃棄物・リサイクルガバナンスの構築に向けた全社委員会の設置	また、全社委員会は、事業部門をまたがる懸案事項に対して部門間の調整を行うほか、本社の廃棄物管理担当部門が中心となって立案した廃棄物等に関する全般的な事項（リサイクル・減量化、設備・原材料の選定、処理方法、委託等）について審議を行います。	また、全社委員会は、事業部門をまたがる懸案事項に対して部門間の調整を行うほか、廃棄物管理担当部門が中心となって立案した廃棄物等に関する全般的な事項（リサイクル・減量化、設備・原材料の選定、処理方法、委託契約に関するルール等）について審議を行います。 <u>さらには、現場から報告される問題点の指摘や改善提案に対して、採用の可否や、採用する場合には具体化の方策について審議します。</u>  さらに、全社委員会における審議事項として以下を追加 ・ <u>現場からの改善提案に対する会社としての対応</u>
2. 22p	2.4 ガバナンス構築に向けた教育・啓発活動 3) 効果的な教育等の方策 枠内 及び (1) 現場の廃棄物管理担当者、従業員に共通した教育方策	② 3 Rに関する取組の従業員からの提案公募 本社管理部門からの一方向の「教育」ではなく、現場からの生の意見として、改善提案に係る意見を公募することも、教育の一環と位置づけられます。これにより、現場の自主性を高めるとともに、より現場に即した廃棄物等の管理に係る仕組みをつくることにもつながります。また、現場責任者と各従業員が協調して、本社への提案、要望事項を考える場となります。	②を④に繰り下げて、以下の内容に修正 <u>④ 3 R 推進に向けた取組に係る現場からの意見聴取</u> 廃棄物管理担当部門からの一方向の「教育」ではなく、現場の <u>視点から見た問題点の指摘やさらなる改善に向けた提案等を受けることも</u> 、教育の一環と位置づけられます。これにより、現場の自主性を高めるとともに、より現場に即した廃棄物等の管理に係る仕組みをつくることにもつながります。また、現場の廃棄物管理担当者と各従業員が協調して、本社への提案、要望事項を考える場となります。
2. 25p	2.5 日常の取組に関する情報の集約と情報発信 2) 社内監査の進め方 枠内 及び (2) 監査結果のフィードバック	また、社内監査の結果、計画を見直すべき点や現場での改善事項がある場合に、廃棄物管理担当部門や現場の廃棄物管理担当者へフィードバックする仕組みを整備する必要があります。	また、社内監査の結果、計画を見直すべき点や現場での改善事項がある場合に、廃棄物管理担当部門や現場の廃棄物管理担当者へフィードバックする仕組みを整備する <u>ことも望まれます。なお、現場の視点からの問題点の指摘や改善に向けた提案に対して、これに適切に対応する体制を整備することも重要です。</u>
○優良化推進事業との連携確保関係			
2. 14、15p	2.3 処理・リサイクル業者の選定・契約及びマニフェストの運用 1) 処理・リサイクル業者の選定・契約に関するルール策定 (4) 確認することが望ましいチェック項目の具体例		以下を追加 <u>(4) 確認することが望ましいチェック項目の具体例</u> 参考として、中間処理業者の選定評価にあたって確認することが望ましいチェック項目を次頁に例示します。 <u>※現在、環境省の産業廃棄物処理業優良化推進事業において、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準や評価基準に適合した処理業者を広く一般に公開する仕組みを検討しているところであり、「処理・リサイクル業者の選定」や「確認することが望ましいチェック項目の選定」にあたっては、その検討結果を活用することが望まれます。</u>

該当ページ	ガイドライン（案；修正後） 該当箇所	第 11 回産業構造審議会環境部会小委員会 資料 5 における記述	委員による意見、パブリックコメントを踏まえた修正後の記述
3. 12p	3. 2 処理・リサイクル業者の選 定・契約・連携 3) 処理・リサイクル業者に係 る情報の収集	(3) 確認することが望ましいチェック項目の具体例 ※チェックリストに挙げた項目は、環境省の産業廃棄物処理業 優良化推進事業における検討を踏まえ、変更される可能性があ ります。	※現在、環境省の産業廃棄物処理業優良化推進事業において、産業廃棄物処理業者の優良 性の判断に係る評価基準や評価基準に適合した処理業者を広く一般に公開する仕組みを検 討しているところであり、「処理・リサイクル業者の選定」や「確認することが望ましいチ ェック項目の選定」にあたっては、その検討結果を活用することが望まれます。
○電子manifestoの導入推進関係			
2. 17p	2. 3 処理・リサイクル業者の選 定・契約及びmanifestoの運 用の運用 3) manifesto管理に関する 規定の策定 枠内		以下を追加  なお、紙manifestoの代わりに、manifestoの管理をより確実に行うことが可能 となる電子manifestoシステムも利用可能であり、その活用を検討することが望ま れます。
3. 20p	3. 3 manifestoの運用 冒頭リード文	3. 21ページの記述を適宜修正の上、3. 20ページに移動	「3. 3 manifestoの運用」のリード文（3. 20 ページ）に以下を追加  ※以下では、紙のmanifestoの運用方法について示しますが、情報通信網を経由してマ nifestoの情報をやりとりする電子manifestoシステム（財団法人日本産業廃棄物処 理振興センターが運営する廃棄物処理法上の電子manifestoシステム）を利用するこ も可能です。  排出事業者が電子manifestoを利用することにより、manifestoの照合や確認とい った事務作業が軽減される、各事業者が管理票を紙媒体で保存する義務がなくなるとい ったメリットが受けられるとともに、産業廃棄物の処理が終了した際や、所定の期限までに 処理終了の報告がされなかった場合等に、排出事業者への通知機能を備えている等、マ nifesto管理を確実に行うことが可能になるため、積極的な活用が期待されます。

## (パブリックコメント関係)

該当ページ	ガイドライン(案;修正後) 該当箇所	第11回産業構造審議会環境部会小委員会 資料5における記述	委員による意見、パブリックコメントを踏まえた修正後の記述
○パブリックコメント手続による主な修正点関係			
	はじめに 文末	本ガイドラインが多くの方々に活用され、3Rの推進、廃棄物の適正処理に係る取組が一層進展することを期待します。	<u>排出事業者における</u> 3Rの推進、廃棄物の適正処理に係る <u>自主的な</u> 取組が一層進展することを期待します。
2.5p	2.1 ガバナンス構築に向けた体制の確立 3) 関連会社・協力会社等との連携	関連会社・協力会社、調達先・販売先等の取引先では、それぞれ独自に「廃棄物・リサイクルガバナンス」の構築を目指した取組を実施していくことが重要ですが、企業が廃棄物等による自社の企業経営リスクを低減させるためには、これら関係者の「廃棄物・リサイクルガバナンス」の取組状況を自社が主体となり見極め、場合によっては更なる取組を促すことも必要となります。	関連会社・協力会社、調達先・販売先等の取引先では、それぞれ独自に「廃棄物・リサイクルガバナンス」の構築を目指した取組を実施していくことが重要ですが、企業が廃棄物等による自社の企業経営リスクを低減させるためには、これら <u>サプライチェーン上の</u> 関係者の「廃棄物・リサイクルガバナンス」の取組状況を自社が主体となり見極め、場合によっては更なる取組を促すことも必要となります。
2.15p	2.3 処理・リサイクル業者の選定・契約及びマニフェストの運用 1) 処理・リサイクル業者の選定・契約に関するルール策定 (4) 確認することが望ましいチェック項目の具体例		2.15ページのチェックリストを、3.15ページのチェックリストに統一。
2.27、28p	2.5 日常の取組に関する情報の集約と情報発信 2) 社外とのコミュニケーションの促進 (1) 顧客・消費者に対する外部発信 及び (2) 取引先に対する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社製品・サービスに係る3Rの取組</li> <li>・ 廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた方針・内容及び進捗状況</li> <li>・ 不法投棄・不適正処理防止策の内容と効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社製品・サービスに係る3Rの取組 <u>(リサイクルの手法や進捗状況等)</u></li> <li>・ 廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた方針・内容及び進捗状況</li> <li>・ 不法投棄・不適正処理の防止策 <u>(不法投棄・不適正処理に関係した場合は、事案の状況と再発防止策)</u></li> </ul>